

雪融けによる洪水・土砂災害・浸水に注意しまじょう

日差しは日に日に強さを増し、春から初夏へと気温もあがって山にも緑が芽吹く季節となりました。真夏や秋に比べて降水量は少なく、太陽が一番多く顔を出す時期でもあります。

穏やかな印象が強いこの時期ですが、川の近くの低地では水害に見舞われることがあります。平地ではすっかり消えてしまった雪も山にはまだ多く残っていて、この雪が融けて川に流れ込むことで、雨が降らなくても川が増水することがあります。さらに気温が一気に上昇して雪融けが急速に進むような場合には、川の水が堤防を越えて溢れでることもあります。

この季節には、平均気温が+5℃の日には1日に約25ミリ、+8℃の日には約50ミリの雨が降ったのと同じ量の雪融け水が川に流れ込むのです。これに加えて雨が降れば、さらに川の水が増えることになります。また、雪融け水の一部は一旦地面に浸み込んでから川に流れ出るため、気温の高い日中ではなく、夜になってからの方が水量を増したりすることもあり、河口近くでは、上流から流れ下る時間もかかるため、水位のピークはより遅い時間になります。

気象台では、このような雪融けによる洪水害に注意・警戒を呼びかけるために「洪水注意報」・「洪水警報」を発表します。雪融けに伴う災害としては、洪水害のほかに地盤が緩んで発生する土砂災害や、低地の浸水害があります。これらも降水量と雪融け水の見積りを目安に、「融雪注意報」を発表して注意を呼びかけます。

雨が多くなる前の、比較的穏やかに思える季節ですが、水害から身を守るために、水かさが増した川などに近づかないことや、気象台のホームページなどで市町村ごとの警報・注意報を確認して気をつけましょう。



*稚内地方気象台ホームページアドレス <http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html>

*問い合わせ先 稚内地方気象台防災業務課 (電話: 0162-23-2679)

飼い主の方へ

○愛犬の登録はお済みですか？

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。

飼い始めたときに一度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届出が必要になります。

・町外から転入したとき

・町外へ転出したとき（転出先の市町村）

・転居して住所が変更したとき

・飼い主が変更したとき

・飼い犬が死亡したとき

○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務づけられています。幌延町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかつた場合は、かかりつけの動物病院か留萌地区農業共済組合北部支所幌延家畜診療所で受けてください。



☆☆ 4月1日～9月30日は野犬掃とう期間です。☆☆

幌延町のほか、近隣4町（天塩町・中川町・豊富町・中頓別町）では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。登録畜犬であつても、期間中係留されていない犬はすべて野犬とみなしき、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

ペットは家族の一員です。
マナーを守り、正しく飼いましょう



問合せ先…町民課生活環境グループ
電話5-11115 告知端末機5-8815